



議案第八十四号

三朝町管塵芥焼却場設置条例の廃止について

次のとおり三朝町管塵芥焼却場設置条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町営塵芥焼却場設置条例を廃止する条例

三朝町営塵芥焼却場設置条例（昭和三十年七月一日条例第十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。